

議案第91号
宝塚市森林環境譲与税基金条例の制定について

資料1 森林環境譲与税及び森林環境税の概要

1. 制度創設の趣旨

パリ協定（※1）の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が、本年3月29日に公布、4月1日に施行（森林環境税に係る事項は令和6年1月から）されました。

※1 パリ協定は、1997年に定められた「京都議定書」の後継となる2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであり、この協定では先進国のみならず途上国を含む全ての参加国に削減義務が課せられており、日本は2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から森林吸収量も含め26%削減する目標を定めています。

2. 森林環境税の創設（令和6年度から課税）

(1) 納税義務者等

国内に住所を有する個人住民税のうち均等割課税者に対して課する国税

(2) 税率 1,000円（年額）

(3) 賦課徴収 市町村（個人住民税と併せて実施）

3. 森林環境譲与税の創設（令和元年度から譲与）

(1) 譲与総額 森林環境税の収入額（全額）に相当する額（※2）

※2 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって償還。

(2) 譲与団体 市町村（譲与額の9割※3）及び都道府県（譲与額の1割※3）

※3 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行し、令和15年度に上の割合となります。

(3) 用途

ア 市町村

間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

イ 都道府県

森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

(4) 譲与基準

ア 市町村

総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

イ 都道府県

総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

(5) 本譲与税の特徴

- ア 法律上の使途の範囲内において、地域の実情に応じて幅広く弾力的に事業を実施することが可能です。
- イ 都市部の住民を含めた国民全体の理解を得ていく必要があるので、都市部において実施される木材利用の促進あるいは普及啓発も使途の対象とされます。
- ウ 公共施設の木造化についても木材の利用の促進に該当、譲与税使途の対象となります。
- エ 財源は税として新たに国民の負担を求めるものであるため、既存施策の予算に充当するのではなく、新規の施策あるいは事務量を確実に増加させる施策に充てることが適切とされています。
- オ 納税者への説明責任を果たす観点から、その具体的使途について、納税者に分かりやすい形で公表することが求められています。

4. 本市での森林環境譲与税について

(1) 譲与見込額について

譲与税額の算出基準（法第29条）とされる本市私有林人工林面積（農林業構造統計）は222ヘクタール、林業就業者数（国勢調査）は9名、人口（国勢調査）は225千人。県の試算によると譲与見込額は次のとおりです。

国 総額	県への 譲渡率	年度（自）	～	年度（至）	本市への 譲与額
200億円	20%	令和元年度	～	令和3年度	9百万円
300億円	20%	令和4年度	～	令和6年度	14百万円
400億円	15%	令和7年度	～	令和10年度	20百万円
500億円	12%	令和11年度	～	令和14年度	25百万円
600億円	10%	令和15年度	～	(制度完成)	31百万円

(2) 本市での譲与税使途に係る検討の方向性について

ア 本市林業の中心的役割を担ってきた宝塚市森林組合は、平成 25 年 8 月 19 日付で県知事より解散承認を受けています。組合解散の理由は次のとおりです。

(宝塚市森林組合解散議案より)

「造・育林家の高齢化に伴う林業からの撤退や後継者の不在等により、林業経営の実態が無くなつて久しい。また、大型公共開発事業計画によって広面積の山林売却が相次ぎ、組合員数も激減するに至った。今後も林業の復興は見込めず、種々検討、議論したが、組合存続の必要性は乏しく、組織運営も困難と思料されるため当組合を解散する。」

イ 2015 農林業センサスによると、本市の林業経営体は 11 (うち家族経営体 10) あるものの、一部の素材生産を除き植林、下刈り、間伐、主伐はなく統計数値からも林業経営の実態が無いことが裏付けられています。

ウ 上記ア、イからは、林業再興に繋がるような取組には様々な検討が必要です。本譲与税は、住民による里山整備活動や、公共施設の木質化、啓発事業などに充当できることから、森林整備やその促進に向けて幅広く使途の検討を行うこといたします。